

岡山県地方独立行政法人評価委員会（第3回）の議事録

1 日 時 平成18年11月27日（金）13：30～15：30

2 場 所 県立岡山病院サンクトホール2

3 出席委員 末長委員長、江尻委員、小川委員、黒田専門委員、中西専門委員

3 議題等

(1) 審議事項

- ① 病院内視察について
- ② 中期目標・中期計画について
- ③ その他

4 概要

○第1回委員会議事録の確認について

一部誤字修正の指摘があり、当該箇所を修正することで、議事録内容とホームページへの掲載了承。

○中期目標・中期計画に盛り込む項目について

委 員： 目標はこれである程度完結型だと思うが、計画は箇条書きされているが、これは今後検討されて、肉付けされるということでよいか。

（事務局）計画については、今後内容を詰めてお示ししたい。

委 員： 「県民」という言葉が何ヶ所か出てくるが、実際、県立病院は岡山市在住患者が中心だと思う。

（事務局）平成17年の患者数は、県内が約2500名であり、委員ご指摘のとおり岡山市が中心ではあるが、患者は全県下に広がっている。県外も170名ほどいる。

委 員： 予算単年度主義の見直しはやった方がいいと思うが、可能なのか。

（事務局）それが出来ることが、地方独立行政法人化の特色である。

委 員： 中期計画の第7「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」で「なし」と記載されているが、どういうことか。

（事務局）法人の財産としては、敷地と建物しかないので、この財産を譲渡したり、担保に供すると、病院経営が出来なくなるため、そういう計画はないということである。

委 員： もし病院が法人化すれば、県の精神保健福祉センターの職員との関係はどうなるのか。職員配置のローテーション等はなくなるのか。

[人事に関する計画に関する]

（事務局）基本的には法人で職員を確保することになるが、当面は不足する人材について県からの派遣で対応したいと考えている。

委 員： （大学の）教室の側の立場から言うと、精神保健福祉センターと病院では、業務内容等が違うと思うので、ローテーションでぐるぐる回って、いろいろ経験し、研修してもらう方がいいと思う。大学から要請すれば、そういうことも可能か。

（事務局）医師の場合、自分自身のキャリアを積むために、いろいろな所で経験する必要があり、一か所では限界がある。形式上は地方独立行政法人は退職して、県（精神保健福祉センター）に採用してもらうことで対応は可能と考える。

いずれにしても、精神保健福祉センターにも定数があり、その中で考え

ることになる。

委 員： すこし離れて見ていると、県立病院の人はあまりにオーバーワークがありすぎると思う。燃え尽きないように。

(事務局) 来年度からはそういった面が、若干緩和されると思っている。
〔職員の就労環境の整備に関連して〕

委 員： 地方独立行政法人の場合は、国の独立行政法人の規定と違って、「できる」という規定である。独法化しないという選択肢もあったはずであり、県が独法化を選択した意図を中期目標の前文部分で述べるべきだと思う。

県は中期目標のはじめの部分にそれを記載していただき、実施主体（病院）側も独法化する思いを中期計画のはじめの所で、所信表明を述べていただいた方がいいのではないかと思う。

委 員： 今後、この中期目標、中期計画を踏まえた上で、法人が自己評価して出される事業報告書を評価委員が評価することになる。そういうことを考えて、評価しやすい格好、目標をはっきり掲げていただき、この計画（目標）は何年度までに達成するという、細かい目標期間を定めて、項目を立てられるべきだと思う。

それから、いろいろ書かれているが、出来るだけ数値目標に置き換えていただきたい。そして〇〇年度までにどのレベル、また、〇〇年度までにどのレベルと目標を定め、最終的にこれくらい目標が達成出来たというようにしてもらいたい。先行法人でも監査の関係で報告書を読ませていただくが、評価しにくい。総括的に書かれていることを実行されていることは分かるが、結果としてどのくらいやられているのか読み取れない。是非そのあたりに配慮した目標・計画を考えていただきたい。

委 員： 記載の仕方は箇条書きがいいのではないか。細かく箇条書きする方が、目標も立てやすいと思うし、目標と計画が対応した形で表現できるのではないか。

透明性を高める自己評価を行うためにも、目標・計画段階でわかりやすく、噛み碎いた形で記載するのがいいと思う。

委 員： あまり文学的表現になると、雰囲気は分かっても、箇条書き的な方がはっきりわかると思うが。

(事務局) 県立病院の院長としては、そのように考えている。

委 員： 精神科救急対応、児童思春期等の政策的医療の推進というと、そういう特殊なものだけしかやらないように思える。「従来やっていたものに加えて」という一言があってもいいのではないか。

これをこのまま読むと、従来の医療は無しにして、特殊な不採算な部分だけしか担当しませんと書いているように思える。

委 員： ベーシックなところはせずに、こういったところにだけ特化するのではないか。

(事務局) ベーシックなところがやれないと特化したことは出来ない。誤解を与えないように文章を改める。

委 員： 他の府県の地方独立行政法人の例では、「院内環境の快適性の向上」ということがあったが、院内視察で、ここはもう十分に快適になっているという気がした。

第6の「その他業務運営の重要事項」について、他県の例では「施設及

び医療機器の整備に関する計画」が主で、他はあまり書いていないようだ。人事に関する計画は「医療の質の向上」のところに書いていいのではないか。医師・看護師等の向上というように書かれてあるし、県立岡山病院の場合は公務員型であるので、公務員という身分が確保されている中で、人事に関する計画とかは、一般的には医療の質・安全の確保というところに記載されているケースが多いように思える。その他の業務運営という事項ではなく、本来のところに記載すべきではないかと思った。

「職員の就労環境の整備」というのは、先ほどオーバーワークのことを言わされたので、ここは整っていないらしいので、書いた方がいいんだろうと思うが、順序が逆なような気がする。日常業務の質を向上させるために、職員の就労環境を整備するということで、職員の就労環境の整備が主目的のような感じで、職員の就労環境を整備することで、日常業務の質を向上させるんだという方がいいように思える。就労環境の整備に努めることは、日常業務の質を向上させるためだということで考えれば、これも医療の質の向上の方で記載してもいいのではないかと思う。

委 員： 特定地方独立行政法人でも、給料（の水準・決め方等）とかは県から離れ、人事評価システムなども自前で、人事委員会等とも関係なくなるということですよね。そうであれば、「業績・能力を反映した任用・給与制度」というのはあっていいと思う。

委 員： 地方独立行政法人へ移行した時は、そのまま職員が引き継がれると思うが、その後は法人で職員を採用するのか。

（事務局）法人で採用する。

プロパー化するには最低2年は必要。それまでは県からの派遣も含めやっていく。順次、人が揃って行く中で、派遣の方には帰っていただくという形となる。激変緩和しながら、きっちりとした法人の骨組みが出来るには約2年はかかると思っている。

委 員：（2年という）そんなスピードでやれるのか。

（事務局）それぐらいの意気込みでやらないと実現しないと思っている。

事務等については、ある程度余裕が必要と考えているが、医療従事者については、出来るだけその方向でやっていきたい。

委 員： かなり意欲を持ってやって行かれるということですね。

（事務局）前向きにがんばらないと。必要なスタッフをそろえてやっていこうと思っている。生半可なことでは出来ないと思っている。

委 員： 給与制度はどのように作るのか。

（事務局）法律では、地方公共団体や国に準拠した形となっており、それと同じレベルでということになる。国の場合8月の人事院勧告、県の場合は10月の人事委員会勧告となるが、それと比較して、例えば国立病院機構の場合、独自の給与体系を探っていて、東京の本部で国と違った別の給料表を作っている。

国の人事院や県の人事委員会の給料表を参考にしたとしても、他の同規模の病院の給料表を参考としてして独自に給料表を作成することは可能である。

委 員：それは、19年度のスタートした時点ですうなるのか。

（事務局）19年4月のスタート時点では、たぶん県と同じ制度でスタートし、その後、当然、労使交渉があるので、今後決定される理事長と職員が交渉して決めていくことになる。

委 員： 安全という面で、災害に対して、建物は十分だと思うが、県下の精神科の中心的役割として、県内の精神病院等が災害にあった場合の入院患者等の受け入れについては、どう考えているのか。

(事務局) 精神科における災害時の救急対応については決まっていないが、ベッド数も少ないため、受け入れには限度がある。そのため、全病院が協力して、すぐに連携できる体制を作つて対応しないと、その時点でどういった災害が起つたかによって違つてくるし、県外との連携も取らないといけないかもしれない。それをやる場合にその中に、大学（の教授）にも参加していただくし、県立病院、精神保健センター等の公的なところが、すぐに対応するという形でしか今は出来ない。

鳥取西部地震の時は、精神科の病院が1つ、配管が壊れてしまつて、全員退避した場合があつたが、比較的軽症の方が多かったので、体育館へ避難ということで対応した。

どういう事態が、どこで起つり、どういう人たちが困つてゐるかということで、迅速に判断して、すぐに動くこと以外にないと思う。

委 員： 病院一般としては、災害対応は出来てゐるわけだが、こうした点も、安心・安全の面からも、県としてシステムづくりが必要ではないか。

(事務局) 検討項目として入れておく。

委 員： 公営企業型なので、法人が施設整備工事の残債を引き受けるということが法律で書いてある。これは、公営企業型は収益が上がるから、それで賄えるだろうということで規定されているのだと思うが、例えば、先ほどの視察で、児童思春期病棟はやっても赤字だとおっしゃられたけれども、それで債務を負担させると償還できないのではないか。償還しようと思えば、県が補助金（交付金）を出すしかない。補助金というのは、地方独立行政法人の会計基準では、たぶん収益ということになる。それだけで黒字になる。借金を還すために黒字にしている。他の法人でも同様な事態が出てきていて、黒字の原因の何割かはそういう部分があるということで、何か訳が分からぬことになっている。法律上は債務を負担させるようになつてゐるが、そのあたりはよく考えて負担させないと、後から補助金を出さないと済まないようになる。よく判断して経営の計画を作つてもらいたい。

あまり負担をさせても、後の補助金で負担しなければならぬとなれば、変な言い方をすれば、県の隠れ借金ということになつてしまう。それもありいいことではないし、適正な方法を考えるべきだ。

(事務局) 繰出し基準というものがあり、それ以上のものを出せるかというと、独法化すること自体が問われることになり、慎重に考えなければならない。

委 員： 全体として、収益が低いというか、もう赤字覚悟の施設というふうに見ているものに、債務を引き継がせるのは、どうも話がおかしいという気がする。

(事務局) 一定の繰出しあはする訳だが、繰出し基準というものがあり、それ以上のものを出せるかという、そもそもそういうことならば、独法化は出来ないという総務省の考え方もあり、整理の仕方を慎重に考えなければならない。

○その他

次回の開催日を次のとおり決定した。

・ 12月19日（火） 15時～ 岡山県庁内（病院関係）